

国民年金だより

▼国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

本年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料

が免除・猶予される制度がありますので、町の国民年金窓口へご相談をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

▼国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口

に備え付けてあります。

平成30年度分（平成30年7月分から平成31年6月分まで）の免除などの受付は30年7月1日から開始されます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れて

いたために未納期間を有している方などは、町の国民年金窓口又は年金事務所へご相談ください。

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717

町民課

☎893-1117

お知らせ

町指定ごみ袋が新しくなります

7月下旬以降に順次、町指定ごみ袋が新しくなります。現行のごみ袋の在庫がなくなり次第、販売店の店頭に新しいごみ袋が並ぶ予定です。現段階では、不燃ごみ袋（大）が一番早く移行する見込みです。なお、これまでのごみ袋も引き続きご利用できます。

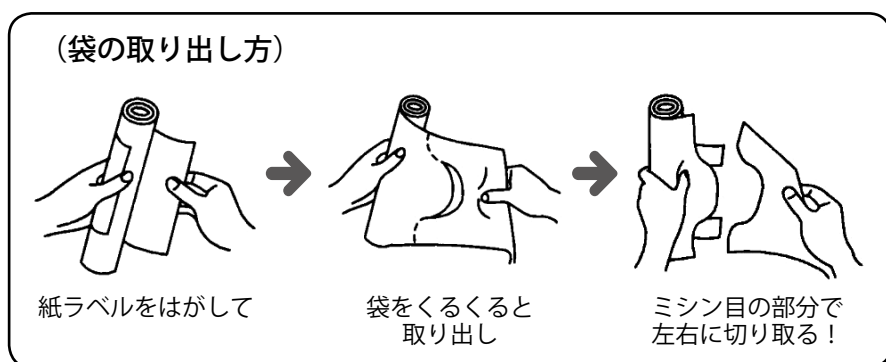
▼主な変更点

・外袋をなくして、紙ラベルでとめるだけのロール式の簡易包装にしました。

※ごみ袋の種類、容量、料金に変更はありません。



◎ロール式ごみ袋



■問い合わせ

環境課

☎893-1160

お知らせ

「いの町地域支援補助金事業」を募集します。

地域の魅力づくり等の事業を実施する町内における単独又は複数の行政地区に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象団体

町内における単独又は複数の行政地区

▼補助対象事業

地域の魅力づくりや情報発信に関する事業

※国、県、町の補助対象事業、施設整備等のハード事業は対象となりません。

▼補助対象経費

事業の実施に要する経費 ※団体の構成員に対する人件費、謝金及び飲食に係る経費、その他町長が不適当と認める経費は対象となりません。

▼募集期間

7月2日(月)～
12月28日(金)

※補助金の交付を受けようとする場合は、総合政策課までご連絡ください。

■問い合わせ

総合政策課

☎893-1112